

機構規程第 5 3 号
機構規定第 3 6 号 (一部改正)
機構規程第 3 4 号 (一部改正)
機構規程第 1 3 号 (一部改正)
機構規程第 4 号 (一部改正)
機構規程第 3 4 号 (一部改正)
機構規程第 1 0 号 (一部改正)

土木関係構造物設計標準示方書



制 定	平成 1 6 年 1 2 月 1 日
一部改正	平成 1 7 年 9 月 1 日
一部改正	平成 1 8 年 7 月 2 1 日
一部改正	平成 2 6 年 9 月 1 7 日
一部改正	平成 3 0 年 5 月 1 0 日
一部改正	令和 4 年 1 2 月 6 日
一部改正	令和 7 年 6 月 1 6 日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

土木関係構造物設計標準示方書

目 次

1章 総 則

1.	適用	1
2.	用語の定義	2
3.	設計業務の内容	4
4.	設計業務の着手	4
5.	設計図書の支給および点検	4
6.	監督員	5
7.	主任技術者	5
8.	照査技術者および照査の実施	6
9.	提出書類	7
10.	打合せ等	8
11.	作業計画書	8
12.	関係官公庁への手続き等	9
13.	地元関係者との交渉等	9
14.	土地への立ち入り等	9
15.	成果物の提出	10
16.	部分使用	10
17.	再委託	11
18.	個人情報の取扱い	11
19.	安全等の確保	12
20.	情報流出防止対策の強化	12

2章 設計業務一般

21.	設計業務の条件	14
22.	設計審査および設計指導	15
23.	現地調査	15
24.	設計業務の成果	15
25.	環境配慮の条件	16
26.	維持管理への配慮	17

別表-1	数量計算に係る基準類	18
別表-2	設計・施工の指針・要領	18
別表-3	設計・施工の手引き	19
別表-4	設計・施工のマニュアル	20
別表-5	その他の基準類・追加基準類の記載例	20
別表-6	構造物ごとの成果物提出時期および提出図書類表	21
別表-7	設計内容表	21

別表－ 8	(1) 鋼構造物・設計条件表	2 2
	(2) コンクリート構造物・設計条件表	2 3
	(3) 擁壁、補強土・設計条件表	2 4
	(4) 開削トンネル等・設計条件表	2 5
	(5) シールドトンネル・設計条件表	2 5
別表－ 9	高度の解析を要する構造物表	2 6
様式－ 1	貸与品調書（役務 第 15 条第 1 項 様式-38 共通）	2 7
様式－ 2	(1) リサイクル計画書（概略設計）	2 7
	(2) リサイクル計画書（詳細設計）	2 8
様式－ 3	設計担当者の表示	2 9
様式－ 4	設計審査の表示	3 0

(参考資料)

別表および様式の記載例、主要技術基準および参考図書	参－ 1 ～ 3 5
---------------------------	------------

1章 総 則

1. 適用

1-1 土木関係構造物設計標準示方書（以下「設計標準示方書」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が発注する土木関係構造物の設計業務に係る設計等請負契約書および設計図書の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1-2 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令および条例等を遵守しなければならない。法令その他別に定める主なものは、次のとおりである。

1-2-1 法令等

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 道路構造令 | (昭和 45 年 政令第 320 号) |
| (2) 河川管理施設等構造令 | (昭和 51 年 政令第 199 号) |
| (3) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令 | (平成 13 年 省令第 151 号) |

1-2-2 関係標準示方書等

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 土木関係図面作成基準 | (平成 24 年 鉄計調第 120323001 号) |
| (2) 測量作業規程 | (平成 20 年 機構規程第 78 号) |
| (3) 新幹線鉄道実施基準 | (平成 15 年 機構規程第 175 号) |
| (4) 地質調査標準示方書 | (平成 15 年 機構規程第 186 号) |
| (5) 土木工事標準示方書 | (平成 16 年 機構規程第 207 号) |

1-2-3 設計標準等

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 鉄道構造物等設計標準（コンクリート構造物） | (令和 5 年設一第 230317001 号) |
| (2) 鉄道構造物等設計標準（変位制限） | (平成 18 年鉄設一第 32 号) |
| (3) 鉄道構造物等設計標準（土構造物） | (平成 19 年鉄設二第 5 号) |
| (4) 鉄道構造物等設計標準（鋼・合成構造物） | (令和 6 年設橋第 240705001 号) |
| (5) 鉄道構造物等設計標準（耐震設計） | (平成 24 年鉄設一第 121204001 号) |
| (6) 鉄道構造物等設計標準（基礎構造物） | (平成 24 年鉄設一第 121204002 号) |
| (7) 鉄道構造物等設計標準（土留め構造物） | (平成 24 年鉄設一第 121204002 号) |
| (8) 鉄道構造物等設計標準（鋼とコンクリートの複合構造物） | (平成 28 年鉄設一第 160118002 号) |
| (9) 鉄道構造物等設計標準（トンネル） | (令和 4 年設二第 220719001 号) |

なお、機構で定めた基準類を別表-1～4に示す。その他の基準類および追加基準類（改訂等を含む）の記載については別表-5に示す。

1-3 設計の種類は、下記の5種類とする。

- (1) 調査設計
- (2) 比較設計
- (3) 概略設計
- (4) 詳細設計
- (5) 修正設計

1-4 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-5 契約図書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1-6 発注者支援業務、測量業務および地質調査業務等に関する業務については、別に定める各示方書によるものとする。

2. 用語の定義

設計標準示方書に使用する用語の定義は、次による。

- (1) 「発注者」とは、契約担当役若しくは分任契約担当役をいう。
- (2) 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 「契約書」とは、設計等請負契約書をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、示方書、図面、工事等数量総括表、内容説明書、質問回答書をいう。
- (6) 「示方書」とは、標準示方書（追加訂正条項およびこれらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む）、その他の技術上の指示事項等を定める図書を総称していう。
- (7) 「標準示方書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (8) 「追加訂正条項」とは、標準示方書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (9) 「工事等数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
- (10) 「内容説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (11) 「質問回答書」とは、内容説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (12) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面および発注者から変更又は追加された図面および図面のもとになる計算書等をいう。
- (13) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で契約書第9条の規定に基づき発注者が定めた者をいう。

- (14) 「検査員」とは、設計業務等の完了検査および指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第1項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (15) 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理および統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (16) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (17) 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (18) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で発注者が承諾した者をいう。
- (19) 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (20) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (21) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (22) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (23) 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (24) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (25) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (26) 「承諾」とは、受注者が発注者若しくは監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、発注者若しくは監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (27) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (28) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (29) 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (30) 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係る事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (31) 「提示」とは、受注者が監督員または検査員に対し業務に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (32) 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (33) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- (34) 「情報共有システム」とは、監督員および受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。システムについては監督員の承諾を受けたものとする。なお、本システムを用いて作成および提出等を行ったものについては、別途紙に

出力して提出しないものとする。

- (35) 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。
- (36) 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認および計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- (37) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- (38) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために監督員と主任技術者等が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。
- (39) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (40) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (41) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

3. 設計業務の内容

- 3-1 調査設計は、広範囲にわたり異種類の構造物を一括して概略の設計をして、当該地域の構造概要を把握するため、構造物の一般図、概算数量等の資料作成を行う作業をいう。
- 3-2 比較設計は、構造形式、断面形状等、必要な事項に関して経済性、施工性、維持管理、環境適応性等を考慮し、最も適切な構造物の基本計画を作成するため、構造物の概要がわかる程度に既存の資料等を参考にして比較資料を作成する作業をいう。
- 3-3 概略設計は、当該構造物の性状が一般図により判断できる程度に設計計算、図面作成、数量計算等を行う作業をいう。
- 3-4 詳細設計は、当該構造物の細部にわたり、詳細に設計計算、図面作成、数量計算等を行う作業をいう。
- 3-5 修正設計は、当該構造物の詳細設計資料一式を貸与して、それをもとに寸法等の一部を変更して行う詳細設計をいう。

4. 設計業務の着手

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

5. 設計図書の支給および点検

- 5-1 監督員は、貸与品調書（様式-38）に定める図書およびその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依

らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

- 5-2 受注者は、貸与された図面および関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返納するものとする。
- 5-3 受注者は、貸与された図書およびその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 5-4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。
- 5-5 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面等を貸与する。ただし、示方書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 5-6 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

6. 監督員

- 6-1 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 6-2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 6-3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 6-4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、書面で受注者に指示するものとする。

7. 主任技術者

- 7-1 受注者は、設計業務等における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 7-2 主任技術者は、契約図書等に基づき、設計業務の技術上の管理を行うものとする。
- 7-3 主任技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（業務に該当する部門、選択科目※）、鉄道設計技士（業務に該当する部門※）、シビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門※、以下「RC CM」という。）、若しくは土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者で業務に該当する部門※）の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。また、次に示す同種業務または類似業務の経験がある者としなければならない。

区 分	内 容
同種業務	以下の全ての役務※ ① ②

類似業務	以下の全ての役務※ ① ②
------	------------------------------

注1) 同種役務または類似役務の経験は、○年度以降に完了し、引き渡し済みのものに限る。

注2) 同種役務または類似役務は、同一件名で満たさなくてもよい。

※は、業務内容に応じた部門、資格、業務経験を追加訂正により提示する。

7-4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

7-5 主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

7-6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

8. 照査技術者および照査の実施

8-1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれおよび相互（設計図ー設計計算書間、設計図ー数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

8-2 調査、比較、概略、詳細および修正設計は、照査技術者を定める。その他、設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、設計業務について十分な経験を有する者で技術士（業務に該当する部門、選択科目※）、鉄道設計技士（業務に該当する部門※）、RCCM（業務に該当する部門※）、若しくは土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者で業務に該当する部門※）の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。また、次に示す同種業務または類似業務の経験がある者としなければならない。

区 分	内 容
同種業務	以下の全ての役務※ ① ②
類似業務	以下の全ての役務※ ① ②

注1) 同種役務または類似役務の経験は、○年度以降に完了し、引き渡し済みのものに限る。

注2) 同種役務または類似役務は、同一件名で満たさなくてもよい。

※は、業務内容に応じた部門、資格、業務経験を追加訂正により提示する。

(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。

(6) 照査技術者は、「土木関係設計照査要領」に定める照査結果の照査報告書および報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（書面または押印を含む）のうえ主任技術者に提出するものとする。

(7) 詳細設計における基本事項の照査は「土木関係設計照査要領」に基づき実施するものとする。

8-3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

8-4 照査技術者は、照査以外の本設計作業に従事する者が兼務してはならない。

9. 提出書類

提出・請求・通知・報告並びに申し出（以下「提出等」という。）は、次によらなければならない。

9-1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

9-2 上記以外のものについては監督員に提出するものとする。

9-3 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

9-4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

9-5 受注者は、契約時において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等

を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

10. 打合せ等

10-1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

10-2 設計業務等着手時および設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

10-3 主任技術者は、示方書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

11. 作業計画書

11-1 受注者は、契約締結後、14日(休日等を含む)以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

11-2 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 作業概要
- (2) 実施方針(※1)
- (3) 作業工程
- (4) 作業の組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の内容、部数
- (7) 使用する主な図書および基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 照査計画(成果物の品質を確保するための計画)
- (10) 設計上の留意点(※2)
- (11) その他(※1)

(※1) (2)実施方針又は(11)その他には、個人情報の取扱い、「19. 安全等の確保」および「20. 情報流出防止対策の強化」に関する事項を含めるものとする。

(※2) 設計上の留意点とは、当該構造物の特徴およびそれを踏まえた設計時に着目・留意する事項について記述し、中間打合せ、社内照査、完了検査の際に参照するものとする。

11-3 土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応および連絡体制を記載するものとする。

- 1 1-4 受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、作業計画書に照査技術者および照査計画について記載するものとする。
- 1 1-5 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 1 1-6 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

1 2. 関係官公庁への手続き等

- 1 2-1 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 1 2-2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

1 3. 地元関係者との交渉等

- 1 3-1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 1 3-2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 1 3-3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を速やかに監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。なお、監督員は必要により地元関係者との交渉等に同行するものとする。
- 1 3-4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料および記録の作成を行うものとする。
- 1 3-5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の指示に基づくものとする。

1 4. 土地への立ち入り等

- 1 4-1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督員および関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 1 4-2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとする。

15. 成果物の提出

- 15-1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を提出し、検査を受けるものとする。
- 15-2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は契約担当役が通知した場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 15-3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（SI）を基本とする。
- 15-4 受注者は、「土木関係電子成果物作成要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 15-5 受注者が提出すべき主な成果物の内容と数量は次表を標準とする。原本とは主任技術者等が署名した成果物であり、電子媒体には原本の写し（設計審査対象の成果物は設計部が署名したもの、設計指導対象の成果物は設計部が確認したもの）をおさめるものとする。なお、設計図については原本も提出する。

内 容	数 量	記 事
設計概要書・報告書	電子媒体 2 部	構造物諸元一覧表を含む
設計計算書		
電子計算結果データ		
設計図		原本も提出する （設計審査対象および設計指導対象の成果物を含む）
数量計算書		土木関係工事数量算出要領による Excel データを含む
照査報告書		
打合せ記録簿		打合せ時に使用した資料等、記録簿 に記載の資料を含む
数量総括表		
数量総括表作成システム入力データ	1 部	

注(1) 調査および比較設計の場合は、設計計算書を設計の考え方を記した設計概要書に代えてよい。

(2) 設計図は A3 サイズ、設計計算書等は A4 サイズを標準とする。

(3) 電子媒体は、土木関係電子成果物作成要領および土木関係 CAD 成果物作成要領により作成したものであり、成果物のフォルダ構成を必ず確認すること。設計図については CAD と PDF（または TIFF）の両方とする。

16. 部分使用

- 16-1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 16-2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用承諾書を発注者に提出するものとする。
- 16-3 完了前に提出する成果物の提出期限は、構造物ごとの成果品提出時期および提出図書類表

による（別表－6）。

17. 再委託

17-1 契約書第7条第1項に規定する「指定した部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定および技術的判断

17-2 契約書第7条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、技術的判断を必要としないコピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助等、簡易な作業をいい、受注者がこれらを委任し、又は請け負わせようとする場合は、監督員の承諾を必要としない。

17-3 受注者は、「17-1」および「17-2」に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

17-4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、機構の役務競争参加資格の認定を受けている者である場合は、当該地区（※）において指名停止期間中であってはならない。

※当該地区については追加訂正条項で指示するものとする。

18. 個人情報の取扱い

18-1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月3日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 秘密の保持
- (2) 取得の制限
- (3) 利用および提供の制限
- (4) 複写等の禁止
- (5) 再委託の禁止および再委託時の措置
- (6) 事案発生時における報告
- (7) 資料等の返納
- (8) 管理体制の整備
- (9) 従事者への周知

19. 安全等の確保

- 19-1 受注者は、現地調査等の屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 19-2 受注者は、別に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 19-3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 19-4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 19-5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 19-6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 19-7 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者および使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 19-8 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

20. 情報流出防止対策の強化

- 20-1 受注者は、本業務の履行に関する情報について適切な流出防止対策をとり、作業計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 20-2 受注者は、以下の「業務における情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- (1) 関係法令等の遵守
 - (2) 情報の目的外使用の禁止
 - (3) 社員等に対する指導
 - (4) 契約終了時等における情報の返納
 - (5) 電子情報の管理体制の確保

(6) 事故の発生時の措置

2章 設計業務一般

2.1. 設計業務の条件

- 2.1-1 各構造物の設計は、設計内容表によること（別表-7）。
- 2.1-2 各構造種別の設計条件等は、設計条件表によること（別表-8）。また、設計にあたり高度な解析を要する構造物は、高度の解析を要する構造物表によること（別表-9）。
- 2.1-3 受注者は、業務の着手にあたり、「5. 設計図書の支給および点検」に定める貸与資料、「1. 適用」に定める技術基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
- 2.1-4 受注者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合、「5. 設計図書の支給および点検」に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地調査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
- 2.1-5 受注者は、「2.1-4」において「5. 設計図書の支給および点検」の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- 2.1-6 受注者は、設計図書および「1. 適用」に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
- 2.1-7 受注者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
- 2.1-8 設計に採用する材料、製品は原則としてJISの規格品およびこれと同等品以上とするものとする。
- 2.1-9 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 2.1-10 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（様式-2）を作成するものとする。
- 2.1-11 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
- 2.1-12 受注者は、概略設計又は比較設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。この提案は、概略設計又は比較設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
- 2.1-13 受注者は、概略設計又は比較設計における比較案の提案、評価および検討をする場合に

は、従来技術に加えて機構における実用化レベルに至った技術開発課題および公募技術等の有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術に加えて機構における実用化レベルに至った技術開発課題および公募技術等の有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

2 1 - 1 4 設計計算および数量計算の検算は、当該計算を実施した者以外の者が行わなければならない。また、図面の照査も、当該図面を製図した者以外の者が行わなければならない。

2 1 - 1 5 調査基準価格を下回る価格で契約した場合の照査は、土木関係設計照査要領によるほか、当該業務の受注者およびその照査技術者と同等以上の資格等を有する第三者による照査を受け、業務完了時には、その報告書を提出しなければならない。

2 2. 設計審査および設計指導

受注者は、設計内容表で設計審査又は設計指導を受けるように定められた構造物については、監督員とともに設計審査員又は設計指導員と十分に打合せを行わなければならない。なお、設計審査とは、設計部長が指名する審査員が設計技術上の審査を行うことをいう。設計指導とは、設計部長が指名する指導員が設計主要点について技術上の指導を行うことをいう。設計審査対象の成果物は設計部が署名したもの、設計指導対象の成果物は設計部が確認したものを原本とする。

2 3. 現地調査

2 3 - 1 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地調査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。特に、道水路交差部においては実測するとともに、協議図書と照合し、高さ、幅について確認を行うこと。

2 3 - 2 現地調査の実施にあたり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。また、必要に応じて鉄道施設等に立ち入る場合は、監督員又は施設管理者と十分に打合せをすること。

2 3 - 3 受注者は、発注者と合同で現地調査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。

2 4. 設計業務の成果

成果の内容については、次についてとりまとめるものとする。

2 4 - 1 設計概要書

設計概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

2 4 - 2 設計計算書等

詳細設計および概略設計においては、設計計算書の冒頭に次のものを記載した設計概要を付するものとする。

(1) 設計条件

- (2) 荷重と関連づけた断面力図等
- (3) 設計計算総括表
- (4) 概略配筋図等

2 4 - 3 電子計算機を使用する場合は、下記を計算書に添付するものとする。なお、監督員から指示された場合は、プログラムの概要説明書又はプログラム使用説明書を提出するものとする。

- (1) インプットデータ（プリントしたもの）に略図、添え書き等の説明を加えたもの。
- (2) 計算結果に略図、添え書き等の説明を加えたもの。なお、計算結果には設計に適用した数値が分かるように明記するものとする。

2 4 - 4 設計図

設計図の作成は、土木関係 CAD 成果物作成要領に基づくとともに、図表等の配置および各図相互の関連をわかりやすく表示するものとする。

2 4 - 5 数量計算書

構造物の数量は、数量計算書および機構が貸与する数量総括表作成システムにより取りまとめた数量総括表作成システム入力データおよび数量総括表を提出するものとする。なお、数量計算等に係る基準類は別表－1による。

2 4 - 6 設計番号は、受注者が構造物の諸元一覧表を監督員へ提出し、監督員から指示を受けてから、設計図、設計計算書および数量計算書に記載するものとする。

2 4 - 7 主任技術者、照査技術者並びに各担当者は、設計計算書、数量計算書の表紙、および設計図各葉に氏名を印字し、かつ設計計算書、数量計算書、および設計図の表紙に署名するものとする（様式－3）。

2 4 - 8 設計審査を受けるように定められた設計については、設計図各葉の原本に審査用の記名欄を記載すること（様式－4）。設計指導の場合は、設計指導員と打合せた方法で指導を受けた構造物の設計図を設計部に提出すること。

2 5. 環境配慮の条件

2 5 - 1 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

2 5 - 2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「鉄道・運輸機構の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

2 5 - 3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用および廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

25-4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

26. 維持管理への配慮

受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

別表－１

数量計算等に係る基準類

名 称
土木関係工事数量算出要領
数量総括表作成システム

注１)「１－１」および別表で示す基準類によりがたい場合には、「21. 設計業務の条件」に基づき監督員と打合せを行うこと。

別表－２

設計・施工の指針・要領

名 称	制 定 年
共通	
土木関係設計照査要領	平成 10 年
土木関係電子成果物作成要領	平成 16 年
土木関係 CAD 成果物作成要領	令和 7 年
土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（案）	平成 31 年
地質調査	
地質調査電子成果物作成要領	平成 31 年
鋼・合成構造	
鋼鉄道橋製作要領	平成 8 年
線路保守設備等（鋼構造物）設計要領	平成 19 年
コンクリート構造	
鉄筋フレア溶接継手設計施工指針	平成 17 年
整備新幹線設計内規（コンクリート構造物）	平成 22 年
保守用斜路（RC、PC）設計要領	平成 14 年
基礎・土構造	
整備新幹線設計内規（基礎・土構造物）	令和 2 年
トンネル・シールド	
山岳トンネル設計施工指針	令和 5 年
シールドトンネル設計施工指針	平成 24 年
吹付けコンクリート設計施工指針	令和 4 年
シールドを用いた場所打ち支保システムの設計施工指針（案）	平成 28 年

注１)「１－１」および別表で示す基準類によりがたい場合には、「21. 設計業務の条件」に基づき監督員と打合せを行うこと。

注２) 土木構造物に用いるコンクリートの配合条件の標準については、各地方機関の定めによること。

別表－3

設計・施工の手引き

名 称	制 定 年
共通	
構造計画の手引き	平成 22 年
地質調査	
微動探査法活用の手引き	平成 15 年
地質（地盤）調査の手引き	平成 24 年
鋼・合成構造	
無塗装鋼鉄道橋設計施工の手引き	平成 11 年
鋼鉄道橋連続合成桁設計の手引き	平成 23 年
鋼鉄道橋支承部設計施工の手引き	平成 27 年
橋梁用高性能鋼材の適用の手引き（鋼鉄道橋）	平成 30 年
鋼鉄道橋架設の手引き	令和 3 年
コンクリート構造	
コンクリート鉄道橋支承部設計施工の手引き	平成 17 年
整備新幹線用鋼製緩衝工、鋼製スノーシェルター設計の手引き（案）	平成 20 年
先施工アンカー工法設計の手引き（土木施設用）	平成 21 年
鉄道橋の排水工・接合工・防水工設計施工の手引き	平成 21 年
新幹線直結系軌道用路盤鉄筋コンクリート、突起コンクリート等の設計施工の手引き	平成 22 年
コンクリート構造物の配筋の手引き	平成 16 年
PC 桁施工管理の手引き	平成 18 年
鉄筋の継手工事監理の手引き（ガス圧接・機械式・溶接継手）	平成 27 年
PC 連続箱形桁・PC ラーメン橋の配筋の手引き	平成 25 年
整備新幹線、駅部高架橋設計の手引き（案）	平成 29 年
開業監査における桁のたわみ測定の手引き	令和 3 年
基礎・土構造	
地下構造物用合成鋼管柱設計の手引き	平成 23 年
地盤改良工法（混合処理工法）設計・施工の手引き	平成 26 年
斜杭基礎高架橋の設計の手引き	平成 26 年
パイルスラブ式盛土設計の手引き	平成 26 年
場所打ち杭設計施工の手引き	平成 27 年
省力化軌道用土構造物施工管理の手引き	平成 29 年
緩勾配化した切土補強土擁壁設計の手引き	平成 31 年
急勾配補強盛土設計・施工の手引き	平成 31 年
切土補強土擁壁施工の手引き	平成 31 年
補強土橋台施工の手引き	令和元年
トンネル・シールド	
併進工法におけるシート防水工設計施工の手引（案）都市トンネル編	平成 3 年
山岳トンネル覆工設計の手引き	平成 29 年

注 1) 「1-1」および別表で示す基準類によりがたい場合には、「21. 設計業務の条件」に基づき監督員と打合せを行うこと。

別表－４

設計・施工のマニュアル

名 称	制 定 年
地質調査	
トンネル弾性波探査マニュアル（案）	平成 24 年
コンクリート構造	
あと施工アンカー工法設計施工マニュアル（土木施設用）	平成 31 年
基礎・土構造	
PS 検層マニュアル	令和元年
開削トンネル防水工設計・施工マニュアル	令和元年
トンネル・シールド	
注入の設計施工マニュアル	平成 23 年

注 1) 「1－1」および別表で示す基準類によりがたい場合には、「21. 設計業務の条件」に基づき監督員と打合せを行うこと。

別表－５

(1) その他の基準類

その他の基準類

名 称	年
鋼構造物塗装設計施工指針（鉄道総合技術研究所）	平成 27 年改訂
あと施工アンカーの設計・施工の手引き（鉄道総合技術研究所）	平成 30 年
都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（鉄道総合技術研究所）	平成 19 年
・・・	令和〇年

注 1) 「1－1」および別表で示す基準類によりがたい場合には、「21. 設計業務の条件」に基づき監督員と打合せを行うこと。

(2) 追加基準類

追加基準類

名 称	年
追加 土木関係電子成果物作成要領	令和 2 年改訂
追加 ・・・	令和〇年改訂
追加 ・・・	令和〇年改訂

注 1) 「1－1」および別表で示す基準類によりがたい場合には、「21. 設計業務の条件」に基づき監督員と打合せを行うこと。

注 2) 別表－２～５に示した基準類で改訂等が行われた場合は、改訂された基準類を(2)に追加すること。

別表-6

構造物ごとの成果物提出時期および提出図書類表

構 造 物	時 期	提 出 物

別表-7

設 計 内 容 表

No	名称	設計種類	構造形式	概略寸法	線数	軌道線形	軌道構造	基礎形式	設計審査設計指導の区分※1	照査技術者の要否※2	成 果 品			記事※3
											設計図	計算書	数量	

注) ※1：設計審査又は指導がある場合は、「審査」又は「指導」と記載する。

※2：調査、比較、概略、詳細および修正設計は、照査技術者を定める。

※3：基礎構造（支持条件、断面形状、設計法等）、RC構造、PC構造等の特殊な条件を記載する。

SRC構造等の複合構造や鋼構造は、斜角、非対称、格子計算等や橋側歩道等の特殊な条件を記載する。

別表－8

(1) 鋼構造物・設計条件表

構造物名称		
列車荷重		
設計速度		km/h
軌道	・単・複	
	・線路間隔	mm
	・線形 (カント等)	R= m, Cm= mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= , ‰
	・コンクリートレベル	
・構造		
構造物	・長さ	
	・高さ	
	・幅	
	・斜角等	
地域環境条件		
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)		
コンクリート	・設計基準強度等	
鋼材・鉄筋	・	
塗装	・	
支承部	・	
架設方法	・	
連結方法	・	
環境対策	・	
その他	・	

(注) 主部材が鋼製の構造物

別表－8

(2) コンクリート構造物・設計条件表

構造物名称		
列車荷重		
設計速度		km/h
軌道	・単・複	
	・線路間隔	mm
	・線形 (カント等)	R= m, Cm= mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= , ‰
	・ロングレール	
・構造		
構造物	・長さ	
	・高さ	
	・幅	
	・斜角等	
地域環境条件		
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)		
コンクリート	・設計基準強度等	
PC鋼材	・	
鋼材・鉄筋	・	
支承部	・	
基礎部	・	
架設方法	・	
環境対策	・	
その他	・	

(注) 主部材が鉄筋コンクリート構造物 (RC 桁、PC 桁、ラーメン構造、橋脚、橋台)

別表－8

(3) 擁壁、補強土・設計条件表

構造物名称		
列車荷重		
設計速度		km/h
軌道	・単・複	
	・線路間隔	mm
	・線形 (カント等)	R= m, Cm= mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= , ‰
	・ロングレール	
・構造		
構造物	・長さ	
	・高さ	
	・幅	
	・斜角等	
地域環境条件		
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)		
コンクリート	・設計基準強度等	
鋼材・鉄筋	・	
補強土留工	・補強材の種類等	
	・その他	
基礎部	・基礎の種類	
	・その他	
切土区間	・位置	
	・のり勾配	
	・路盤面の地盤	
盛土区間	・位置	
	・のり勾配	
	・支持地盤	
	・盛土材料	
環境対策	・	
その他	・	

(注) 主部材が鉄筋コンクリート構造物および補強材 (U型擁壁、L型擁壁、盛土補強土壁、切土補強土壁、補強土橋台等)

別表－8

(4) 開削トンネル等・設計条件表

構造物名称		
列車荷重		
設計速度		km/h
軌道	・単・複	
	・線路間隔	mm
	・線形 (カント等)	R= m, Cm= mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= , ‰
	・ロングレール	
構造物	・構造	
	・長さ	
	・高さ	
	・幅	
地域環境条件		
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)		
コンクリート	・設計基準強度等	
鋼材・鉄筋	・	
防水工	・	
本体利用	・	
仮土留工	・	
環境対策	・	
その他	・	

(注) 主部材が鉄筋コンクリート構造物 (開削トンネル、立坑、カルバートおよび接続するU型擁壁等)

別表－8

(5) シールドトンネル・設計条件表

構造物名称		
列車荷重		
設計速度		km/h
軌道	・単・複	
	・線路間隔	mm
	・線形 (カント等)	R= m, Cm= mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= , ‰
	・ロングレール	
セグメント	・構造	
	・内径	
	・厚さ	
	・幅	
地域環境条件		
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)		
コンクリート	設計基準強度等	
鋼材・鉄筋	・	
環境対策	・	
その他	・	

(注) 主なセグメントは、鉄筋コンクリート、鋼および合成セグメントがある。

別表-9

高度の解析を要する構造物表

設 計 計 算 法	該 当 構 造 物	記 事

様式-1 貸与品調書

様式-38 (役務 第15条第1項) 共通

貸与品調書

品名	品質形状および寸法	単位	数量	引渡場所	返納場所	引渡時期	日額使用料相当額

様式-2

(1) リサイクル計画書 (概略設計)

リサイクル計画書 (概略設計)

1. 事業 (工事) 概要

発注機関名	
事業 (工事) 施工場所	
事業 (工事) 着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥) × 100	備考
建設発生土	地山m ³	%					
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	—	%	
取りこわし建物	件	—	—	—	—	—	

※ 地図、航空写真、踏査等から検討する。

※ 利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

様式－2

(2) リサイクル計画書（詳細設計）

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 設計概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期（予定）	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備考
建設発生土	第1種 建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	—	地山 ^{m³}	%
	第2種 建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	—	地山 ^{m³}	%
	第3種 建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	—	地山 ^{m³}	%
	第4種 建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	—	地山 ^{m³}	%
	粘土（浚渫土）	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	—	地山 ^{m³}	%
合計	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	—	地山 ^{m³}	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	—	%	

※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

① 第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

② 第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③ 第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④ 第4種建設発生土・・・粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く）

⑤ 粘土（浚渫土）・・・建設汚泥に該当する泥状（コーン指数がおおむね200kN/m²以下または一軸圧縮強さがおおむね50kN/m²以下）

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

※ 注1)コンクリート塊の比重は2.35とし、変化係数は軟岩を適用する。（再利用の場合は1.82t/m³とする。）

※ 注2)材料の割増等については、土工要領(作業種別)によること。

様式－3

設計担当者の表示

- (1) 設計計算書および数量計算書等の表紙に記載する。

設計番号						
契約番号・件名						
主任 技術者		照 査 技術者		設 計		照 査
設計会社						
2000 年 月						

注) 技術者欄は氏名を印字し、署名（苗字）すること。

- (2) 設計図の表紙に記載する。

設計番号					
契約番号・件名					
主任 技術者		照 査 技術者		主 査	
設 計		製 図		照 査	
設計会社					
2000 年 月					

注) 技術者欄は氏名を印字し、署名（苗字）すること。

注) 設計対象が多岐に渡る場合、設計番号、技術者欄は、各構造物を併記すること。
または、担当ごとに様式－3を作成してもよい。

- (3) 設計図各葉に記載する。

設計番号					
契約番号・件名					
主任 技術者		照 査 技術者		主 査	
設 計		製 図		照 査	
設計会社					
2000 年 月					

注) 技術者欄は氏名を印字すること。

様式－４

設計審査の表示

(1) 設計審査の設計図各葉に記載する。

設計審査		設計番号							
部		課		総 課		課		審	
長		長		長 補		長 補		査	
				括 佐		佐		員	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 設計部									

注) 担当係長の欄を設ける場合がある。

注) 審査員と打合せの上、氏名を印字すること。

(2) 設計審査の設計図表紙に記載する。

設計審査		設計番号							
部		課		総 課		課		審	
長		長		長 補		長 補		査	
				括 佐		佐		員	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 設計部									

注) 担当係長の欄を設ける場合がある。

注) 審査員と打合せの上、署名が可能なように氏名を印字し提出すること。

土木関係構造物設計標準示方書（参考資料）

【別表および様式の記載例、主要技術基準および参考図書】

土木関係構造物設計標準示方書（参考資料）

目 次

別表－6 構造物ごとの成果物提出時期および提出図書類表	参－1
別表－7 設計内容表	参－2～3
別表－8 設計条件表（1）～（5）	参－4～9
別表－9 高度の解析を要する構造物表	参－10
様式－1 貸与品調書	参－10
様式－2 リサイクル計画書（概略設計・詳細設計）	参－11～12
様式－3 設計担当者表	参－13
様式－4 設計審査表	参－14
主要技術基準等（国土交通省土木設計業務等共通仕様書より）	R7年3月現在
〔1〕 共 通	参－15～20
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係	参－20～28
〔3〕 道 路 関 係	参－29～34
〔4〕 電気・機械・設備等	参－35

別表－6

構造物ごとの成果物提出時期および提出図書類表

構 造 物	時 期	提 出 物
〇〇橋梁下部工	令和〇〇年〇月〇〇日	設計計算書、設計図、数量計算書 積算数量
〇〇架道橋	令和〇〇年〇月〇〇日	設計計算書、設計図、数量計算書 積算数量

【別表－6について】

- 1) 「設計等請負契約書（引渡し前における成果物の使用）第 33 条、（部分引渡し）第 37 条」に基づき、
書面をもって整理する。

別表-7

□建設2025第37号
□新幹線(□=◇間)、新○高架橋外詳細設計他

設計内容表

No.	名称	設計種類	構造形式	概略寸法	線数	軌道線形	軌道構造	基礎形式	設計審査 設計指導 の 区分 ^{※1}	照査 技術者 の 要否 ^{※2}	成果品			記事 ^{※3}
											設計図	計算書	数量	
1	第4〇Bv P2 30km 833m 00	詳細設計A	ラーメン橋脚	H=6.4m (35.0・12.0)	2線	緩和曲線 直線	スラブ パラスト	杭基礎 L=10.0m	指導	要	○	○	○	
2	第4〇BL Ct1 30km 839m 00	詳細設計B	RC単T桁	L=12.0m	"	"	"	-	-	"	○	○	○	
3	第4〇BL R1 30km 845m 00	詳細設計A	RCラーメン 1層6径間	H=9.8m	"	"	"	杭基礎 L=11.0m	指導	"	○	○	○	
4	第4〇BL Ct2 30km 910m 00	修正設計A	RC単T桁	L=10.0m	"	"	"	-	-	"	○	○	○	□建設22第61号の 成果品を修正する
5	□Bv P1 30km 920m 00	詳細設計A	RC橋脚(矩形)	H=8.9m (10.0・44.0)	"	"	"	直接基礎	-	"	○	○	○	
6	第1△Bv P1 30km 920m 00	詳細設計B	RC橋脚(矩形)	H=8.9m (10.0・44.0)	"	"	"	直接基礎	-	"	○	○	○	
7	第1△Bv P2 30km 920m 00	詳細設計C	RC橋脚(矩形)	H=8.9m (10.0・44.0)	"	曲線	"	直接基礎	-	"	○	○	○	第1△Bv P1を 修正する
8	□Bv 30km 945m 00	詳細設計A	合成桁	L=50.0m	"	直線	"	-	審査	"	○	○	○	
9	□Bv P2 30km 970m 00	詳細設計C	RC橋脚(矩形)	H=5.9m (10.0・44.0)	"	"	"	直接基礎	-	"	○	○	○	
10	第1△Bv Ct1 30km 980m 00	修正設計B	RC単T桁	L=10.0m	"	直線 直線	"	-	-	"	○	○	○	第4〇BL Ct2の 成果品を修正する
11	第1△Bv C stpl 32km 322m 00	詳細設計A	PC下路桁	L=44.0m	"	曲線	"	-	指導	"	○	○	○	

注) ※1: 設計審査又は指導がある場合は、「審査」又は「指導」と記載する。

※2: 調査、比較、概略、詳細および修正設計は、照査技術者を定める。

※3: 基礎構造(支持条件、断面形状、設計法等) RC構造、PC構造等の特殊な条件を記載する。

SRC構造等の複合構造や鋼構造は、斜角、非対称、格子計算等や橋側歩道等の特殊な条件を記載する。

【別表－7について】

1) 設計種類の記載は、次のとおりとする。

設計区分	設計内容	設計種類	備考
詳細設計 (標準設計を含む)	既設計の利用	詳細設計 C	主要部材の断面を設計計算を伴って変更する場合
	新規の設計	詳細設計 A	類似構造が全くない場合
詳細設計 B		類似構造で全て設計計算が有る場合	
修正設計	既設計の利用	修正設計 A	設計計算を伴うが、主要部材の断面変更がない場合
		修正設計 B	設計図、材料計算のみ修正する場合
		耐震検討	各限界状態の設計計算は行わず、耐震の検討のみを行う場合
		設計検討	各限界状態の設計計算を行い、かつ、耐震の検討も行う場合

注) 上記を除く「調査設計、比較設計、概略設計」の記号は不要である。

2) 特殊事項の記載については、事前に技術管理課もしくは設計部等と相談することが望ましい。

桁端部の斜角構造は、原則として採用しないことがよい。

3) 照査技術者の要否のうち、簡易な設計種類（図面の部分修正など）の場合には定めなくてもよい。

4) 当初契約を変更する場合の記載例

- ① 当初の設計内容は残し、記事欄に廃止もしくは修正と記載する。
- ② 新設計内容は当初の下段に挿入し、記事欄に修正もしくは新規と記載する。
- ③ 番号は、連続番号とする。

5) 設計審査もしくは指導のある場合の留意点を下記に示す。

- ① 詳細設計の発注後は、設計審査・指導の有無にかかわらず、必ず一度は設計部と打ち合わせをされたい。構造諸元に関する統一事項、スパン割の適否、追加ボーリング等の要否の確認を行います。
- ② 新規路線の調査設計、概略設計の発注後は、必ず設計部と打ち合わせをされたい。設計内容の統一事項、構造物およびスパン割の適否、追加ボーリング等の要否の確認を行います。
- ③ 鋼構造、合成構造については、概略設計が特に重要となることから、概略設計の段階で設計部に相談されたい。
- ④ 新幹線鉄道構造物の耐震設計経験が少ない設計会社が受注した場合は、設計内訳表に指導の記載がない場合においても設計部に相談されたい。

別表－8

(1) 鋼構造物・設計条件表

構造物名称		〇〇橋梁GC
列車荷重		P-17
設計速度		260 km/h
軌道	・単・複	複線
	・線路間隔	4,300mm
	・線形 (カント等)	R=10,000m, Cm=200mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L=TP+15.500 , +12.5‰
	・ロングレール	有り
	・構造	防振スラブAF・55TN
構造物	・長さ	80.0m
	・高さ	h=4.0m～
	・幅	指定の橋梁内幅
	・斜角等	90度
地域環境条件		温暖地
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)		L1およびL2
コンクリート	・設計基準強度等	別途定めによること
鋼材・鉄筋	・鋼材 ・鉄筋	SM材 SD345もしくはSD390
塗装	・	別途打合せ
支承部	・	別途打合せ
架設方法	・	クレーン
連結方法	・	別途打合せ
環境対策	・	—
その他	・	—

(注) 主部材が鋼製の構造物

【別表－8 (1) について】

調査、比較、概略、詳細および修正設計の各作業には、記載する。

- 1) 上路、下路トラス等や合成桁、SRC 桁および鋼橋脚等の主部材が鋼製の構造物の名称
- 2) 軌道構造は、スラブ軌道、弾直軌道等、スパン等が定まっている場合には記載する。
- 3) 地域環境条件は、建設位置 (〇〇県、市、村) や気象条件等 (寒冷地、塩害地域) を記載する。
- 4) 設計地震動「L1、L2」、構造物の性能照査「安全性の照査、復旧性の検討」など。
- 5) 材料 (主に、材料、品質を記載する。)
 - ・ 鋼材は検討対象である。なお、耐候性鋼材が定まっている場合は記載する。鉄筋も同様である。
 - ・ 一般・特殊環境、メッキ、耐候性鋼材の表面処置
- 6) シューおよびストッパーの構造 (BP シュー、ゴムシュー等) を検討して設計する。
- 7) ベント、クレーン、手延べ、張り出し、ケーブル、旋回等の中から架設方法を検討して設計する。
- 8) ボルト接合、現場溶接を検討して設計する。
- 9) 防音壁、制振工、緩衝工等から、建設位置や当該線路の計画に合わせる。
- 10) その他、無道床桁の場合は、橋側歩道、高欄・手摺り等を建設位置や当該線路の計画に合わせる。
- 11) 環境対策は、設計条件として考慮する場合に記入する。
- 12) 内容に応じて、表の行数を変えて必要事項を記入する。

別表－8

(2) コンクリート構造物・設計条件表

構造物名称	〇〇橋梁B ラーメン高架橋R2	
列車荷重	P-17	
設計速度	260 km/h	
軌道	・単・複	複線
	・線路間隔	4,300mm
	・線形 (カント等)	R=10,000m, Cm=200mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= TP+15.500 , +12.5%
	・ロングレール	有り
	・構造	防振スラブAF・55TN
構造物	・長さ	50.0+80.0+50.0m
	・高さ	h=4.0m～
	・幅	指定の橋梁内幅
	・斜角等	90度
地域環境条件	温暖地	
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)	L1およびL2	
コンクリート	・設計基準強度等	別途定めによること
PC鋼材	・	—
鋼材・鉄筋	・	SD345、SD390
支承部	・	ゴムシュー・鋼棒ストッパー
基礎部	・	場所打ち杭
架設方法	・	パイプサポート支保工、くさび結合支保工
環境対策	・	—
その他	・	—

(注) 主部材が鉄筋コンクリート構造物 (RC 桁、PC 桁、ラーメン構造、橋脚、橋台)

【別表－8 (2) について】

調査、比較、概略、詳細および修正設計の各作業には、記載する。

- 1) RC 桁、PC 桁、ラーメン構造、橋脚、橋台の主部材が鉄筋コンクリート構造物の名称
- 2) 軌道構造は、スラブ軌道、弾直軌道等がある。また、延長等が定まっている場合は記載する。
- 3) 地域環境条件は、建設位置 (〇〇県、市、村) や気象条件等 (寒冷地、塩害地域) を記載する。
- 4) 設計地震動「L1、L2」、構造物の性能照査「安全性の照査、復旧性の検討」など。
- 5) 材料 (主に、材料、品質を記載する。)
 - ・ 特に必要な場合には普通・軽量コンクリートおよび各部材毎に強度、骨材および W/C を個別に記載する。
 - ・ 鋼材は検討対象である。なお、鉄筋が定まっている場合は記載する。
- 6) ゴムシュー、鋼角ストッパー、鋼棒ストッパーを検討して設計する。
- 7) リバース杭、オールケーシング杭、鋼管杭、ケーソン等を検討して設計する。また、直接基礎、地盤改良基礎等を検討して設計する。
- 8) 支保工、クレーン、押出し、張り出し等の中から架設方法を検討して設計する。
- 9) 防音壁 (H=RL+2.0m) 等を建設位置や当該線路の計画に合わせる。
- 10) 環境対策は、設計条件として考慮する場合に記入する。
- 11) 内容に応じて、表の行数を変えて必要事項を記載する。

別表－8

(3) 擁壁、補強土留・設計条件表

構造物名称	〇〇路盤 盛土補強土留壁 (本線左右壁)	
列車荷重	P-17	
設計速度	260 km/h	
軌道	・単・複	複線
	・線路間隔	4,300mm
	・線形 (カント等)	R=00,000m, Cm=0mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= TP+4.500 , 12.5‰
	・ロングレール	有り
	・構造	防振スラブAF-55TN
構造物	・長さ	平面図による
	・高さ	2.0m～5.0m
	・幅	平面図による
	・斜角等	90度
地域環境条件	温暖地	
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)	L1およびL2	
コンクリート	・設計基準強度等	別途定めによること
鋼材・鉄筋	・	SD345
補強土留工	・補強材の種類等	ジオテキスタイル
	・その他	—
基礎部	・基礎の種類	直接基礎
	・その他	—
切取区間	・位置	—
	・のり勾配	—
	・路盤面の地盤	—
盛土区間	・位置	平面図による
	・のり勾配	前面：0.3、背面：垂直
	・支持地盤	直接基礎
	・盛土材料	アプローチブロック区間・土質2
環境対策	・	—
その他	・	—

(注) 主部材が鉄筋コンクリート構造物および補強材 (U型、L型擁壁、盛土補強土壁、切土補強土壁、補強土橋台等)

【別表－8 (3) について】

調査、比較、概略、詳細および修正設計の各作業には、記載する。

- 1) 擁壁、補強土等の主部材が鉄筋コンクリート構造物および補強土の名称
- 2) 軌道構造は、スラブ軌道、弾直軌道等。軌道延長等が定まっている場合は記載する。
- 3) 地域環境条件は、建設位置 (〇〇県、市、村) や気象条件等 (寒冷地、塩害地域) を記載する。
- 4) 設計地震動「L1、L2」、構造物の性能照査「安全性の照査、復旧性の検討」など。
- 5) 切土

位置 : 切土区間、切土盛土接続部、片切片盛等の記載

又は、区間 (00km000m～11km111m 間) の記載

のり勾配 : 1段もしくは2段等の段数、前面および背面側ののり勾配

路盤面の地盤 : 切土、素地区間の施工基面の地盤、路盤工

6) 盛土

- 位置 : 盛土区間、切土盛土接続部、片切片盛等の記載
又は、区間 (00km000m～11km111m 間) の記載
- のり勾配 : 擁壁等の前面および背面側ののり勾配
1 段もしくは 2 段補強土壁等の段数
盛土ののり勾配勾配
- 支持地盤 : 盛土の支持地盤。地盤改良の場合は工法

7) 材料 (主に、材料、品質を記載する。)

- ・ 鋼材は検討対象である。なお、鉄筋が定まっている場合は記載する。
- ・ 補強材の種類、品質を検討して設計する。

8) 擁壁等の基礎部の支持地盤 (直接基礎、杭・地盤改良等) を検討して設計する。

9) 環境、軌道構造以外の対策

- 1 0) その他、擁壁等に仮土留工 (鋼矢板、柱列式地下連続壁等) が必要な場合は、記載する。
- 1 1) 環境対策は、設計条件として考慮する場合に記入する。
- 1 2) 内容に応じて、表の行数を変えて必要事項を記入する。

別表－8

(4) 開削トンネル等・設計条件表

構造物名称	〇〇T (箱型)	
列車荷重	P-17	
設計速度	260 km/h	
軌道	・単・複	複線
	・線路間隔	4,300mm
	・線形 (カント等)	R= 0m, Cm= 0mm, シフト(e) 等
	・R.L, 勾配 (縦曲線等)	R.L= TP+4.500 , 2.5 ‰
	・ロングレール	有り
	・構造	防振スラブ AF-55TN
構造物	・長さ	L=250.0m
	・高さ	6,750mm (6,450+300)
	・幅	11,300mm
	・斜角等	90度
地域環境条件	温暖地	
性能照査 (安全性の照査、復旧性の検討等)	L1 および L2	
コンクリート	・設計基準強度等	別途定めによること
鋼材・鉄筋	・	SD345
防水工	・	底面、側面、上面は要必要
本体利用	・	なし
仮土留工	・	比較検討を行う
環境対策	・	—
その他	・	—

(注) 主部材が鉄筋コンクリート構造物

(開削トンネル、立坑、カルバートおよび接続するU型擁壁等)

【別表－8 (4) について】

調査、比較、概略、詳細および修正設計の各作業には、記載する。

- 1) 開削・立坑、カルバート等の主部材が鉄筋コンクリート構造物の名称 (位置、区間など)
- 2) 軌道構造は、スラブ軌道、弾直軌道等がある。また、延長等が定まっている場合は記載する。
- 3) 地域環境条件は、建設位置 (〇〇県、市、村) や気象条件等 (寒冷地、塩害地域) を記載する。
- 4) 設計地震動「L1、L2」、構造物の性能照査「安全性の照査、復旧性の検討」など。
- 5) 材料 (主に、材料、品質を記載する。)
 - ・ 鋼材は検討対象である。なお、鉄筋が定まっている場合は記載する。
 - ・ 補強材の種類、品質を検討して設計する。
- 6) 地下連続壁(コンクリート、鋼製)、柱列式地下連続壁、鋼矢板等を検討する。
- 7) 環境対策は、設計条件として考慮する場合に記入する。
- 8) 内容に応じて、表の行数を変えて必要事項を記入する。

別表－8

(5) シールドトンネル・設計条件表

構造物名称		〇〇トンネル
列車荷重		NP-16
設計速度		260km/h
軌道	・単・複	複線
	・線路間隔	4,300mm
	・線形（カント等）	R=10,000m, Cm=100mm, シフト(e=200)等
	・R.L, 勾配（縦曲線等）	R.L= , 2.0 %
	・ロングレール	あり
	・構造	防振スラブAF-55TN
セグメント	・内径	R=5,000mm
	・厚さ	450mm
	・幅	1,500mm
	・土被り	10m～30m
地域環境条件		温暖地
性能照査（安全性の照査、復旧性の検討等）		L1 および L2
コンクリート	・設計基準強度等	別途定めによること
鋼材・鉄筋	・	SD345
環境対策	・	—
その他	・	—

(注) 主なセグメントは、鉄筋コンクリート、鋼、および合成セグメントがある。

【別表－8（5）について】

調査、比較、概略、詳細および修正設計の各作業には、記載する。

- 1) シールドトンネル、セグメント等の主部材が鉄筋コンクリート構造物の名称（位置、区間など）
- 2) 軌道構造は、スラブ軌道、弾直軌道等がある。また、延長等が定まっている場合は記載する。
- 3) 地域環境条件は、建設位置（〇〇県、市、村）や気象条件等（寒冷地、塩害地域）を記載する。
- 4) 設計地震動「L1、L2」、構造物の性能照査「安全性の照査、復旧性の検討」など。
- 5) 材料（主に、材料、品質を記載する。）
 - ・ 鋼材は検討対象である。なお、鉄筋が定まっている場合は記載する。
 - ・ 補強材の種類、品質を検討して設計する。
- 6) シールド形式には、土圧式、泥水式等があり、形式検討が必要な場合は、記載する。
- 7) 環境対策は、設計条件として考慮する場合に記入する。
- 8) 内容に応じて、表の行数を変えて必要事項を記入する。

別表－9

高度の解析を要する構造物表

設計計算法	該当構造物	記事
立体解析	○○ラーメン高架橋	
時刻歴動的解析法	○□橋脚	
有限要素法	○△開削トンネル	開削に伴う周辺地盤面の変位検討

【別表－9について】

1) 主な解析法の例を次に示す。

- ・ 動的小よび静的解析法
- ・ 時刻歴動的解析法
- ・ プッシュ・オーバー解析
- ・ 非線形応答スペクトル法
- ・ 応答変位法

2) 照査報告書には、詳細に記載し、報告する。

様式－1

貸与品調書

品名	品質形状 および寸法	単位	数量	引渡場所	返納場所	引渡時期	日額使用料 相当額
1. 測量成果物 (○○～□○間)		式	1	○局○課	○局○課		
2. 地質調査報告書 (○○～□○間)		部	5	－〃－	－〃－		
3. ○○線路平面・縦断面図		式	1	－〃－	－〃－		

【様式－1について】

1) 機構の測量成果物 (座標等を含む)・地質調査報告書等や隣接する設計区間の資料等がある。

様式－2

(1) リサイクル計画書（概略設計）

リサイクル計画書（概略設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土 砂	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備考
建設発生土	地山 ^{m³}	%					
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	—	%	
取りこわし建物	件	—	—	—	—	—	

※ 地図、航空写真、踏査等から検討する。

※ 利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

様式－２

(1) リサイクル計画書 (詳細設計)

リサイクル計画書 (詳細設計)

1. 設計概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥)×100	備考
建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
第1種 建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
第2種 建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
第3種 建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
第4種 建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
粘土(浚渫土)	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
合計	地山 ³	地山 ³	地山 ³	—	地山 ³	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	—	%	

※ 建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- ① 第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ② 第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③ 第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④ 第4種建設発生土・・・粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く)
- ⑤ 粘土(浚渫土)・・・建設汚泥に該当する泥状(コーン指数がおおむね200kN/m²以下または一軸圧縮強さがおおむね50kN/m²以下)

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

※ 注)1コンクリート塊の比重は2.35とし、変化係数は軟岩を適用する。(再利用の場合は1.82t/m³とする。)

※ 注)2材料の割増等については、土工要領(作業種別)によること。

【様式－２について】

作成の際は、建設リサイクルガイドライン(工一第44号・平成14年)を参照されたい。

様式－3

設計担当者の表示

(1) 設計計算書および数量計算書等の表紙に記載する。

設計番号							
契約番号・件名							
主任 技術者	(署名) (印字)	照 査 技術者	(署名) (印字)	設 計	(署名) (印字)	照 査	(署名) (印字)
設計会社							
2000 年 月							

注) 技術者欄は氏名を印字し、署名（苗字）すること。

(2) 設計図の表紙に記載する。

設計番号					
契約番号・件名					
主任 技術者	(署名) (印字)	照 査 技術者	(署名) (印字)	主 査	(署名) (印字)
設 計	(署名) (印字)	製 図	(署名) (印字)	照 査	(署名) (印字)
設計会社					
2000 年 月					

注) 技術者欄は氏名を印字し、署名（苗字）すること。

注) 設計対象が多岐に渡る場合、設計番号、技術者欄は、各構造物を併記すること。
または、担当ごとに様式－3を作成してもよい。

(3) 設計図各葉に記載する。

設計番号					
契約番号・件名					
主任 技術者	(印字)	照 査 技術者	(印字)	主 査	(印字)
設 計	(印字)	製 図	(印字)	照 査	(印字)
設計会社					
2000 年 月					

注) 技術者欄は氏名を印字すること。

様式－４

設計審査の表示

(1) 設計審査の設計図各葉に記載する。

設計審査		設計番号							
部	(印字)	課	(印字)	総 課 長 長 括 補 佐 佐	(印字)	課 長 補 佐	(印字)	審 査 員	(印字)
長		長							
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 設計部									

注) 担当係長の欄を設ける場合がある。

注) 審査員と打合せの上、氏名を印字すること。

(2) 設計審査の設計図表紙に記載すること。

設計審査		設計番号							
部	(署名) (印字)	課	(署名) (印字)	総 課 長 長 括 補 佐 佐	(署名) (印字)	課 長 補 佐	(署名) (印字)	審 査 員	(署名) (印字)
長		長							
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 設計部									

注) 担当係長の欄を設ける場合がある。

注) 審査員と打合せの上、署名が可能なように氏名を印字し提出すること。

土木設計業務等共通仕様書（案）

（建設省技調発第92号の1 昭和62年3月31日）

（一部改定 国官技第511号 令和7年3月25日）

(参考) 主要技術基準及び参考図書

R7.3 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 2018年版	土木学会	R元.3
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R7.3
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5.3
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5.3
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6.4
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6.6
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2022年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
26	2023 年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5. 10
27	2023 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5. 9
28	2023 年制定 コンクリート標準示方書 【土木学会規 準および関連規準】 + 【JIS 規格集】	土木学会	R5. 10
29	2022 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5. 3
30	2023 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5. 9
31	2022 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R6. 9
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2. 3
33	C A D 製図基準	国土交通省	H29. 3
34	C A D 製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5. 3
36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保 管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調査 業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
37	コンクリートライブラリー66 号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4
38	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
39	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
40	2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28. 8
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測 指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2
43	日本下水道協会規格（J S W A S） シールド工事用標準セグメント（A-3, 4）	日本下水道協会	H13. 7
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16. 12
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地盤工学会	H24. 5
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	R6. 10
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	R6. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4. 3
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元. 6
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	H30
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R6. 6
55	近接基礎設計施工要領 (案)	建設省土木研究所	S58. 6
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R2
58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16. 9
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7. 8
60	日本建設機械要覧 2022 年版	日本建設機械施工協会	R4. 3
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13. 2
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25. 11
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	R6. 8
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.3版	国土地理院	H26. 4
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19. 11
69	「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカー」	環境省	H24. 12
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H27. 10
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12. 4
73	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 4. 1	環境省 水・大気環境局	R6. 3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2. 11
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R6. 11
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R6. 9
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R6. 9
79	製品仕様書等サンプル 撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）	国土地理院	R6. 9
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R6. 9
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R6. 9
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R6. 9
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	R6. 9
84	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	R6
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）	国土交通省	R2. 4
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）	国土地理院	H24. 5
87	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29. 2
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27. 7
89	マルチ GNSS 測量マニュアル（案） 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2. 6
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25. 6
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20. 4
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	H21. 4
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27. 6
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）	国土交通省	H28. 3
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28. 7
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29. 3
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版）	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5. 3
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）	土木研究所（編集） 地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4
100	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所（編集）	H17. 12
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修） 土木研究センター（編集）	H21. 10
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1
105	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H29. 3
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
107	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院	H31. 3
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31. 4
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院	R 元. 12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2. 3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R6. 3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R6. 3
8	建設省河川砂防技術基準 設計編	国土交通省	R5. 10
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	R3. 10
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28. 3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28. 3
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	R6. 6
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19. 9
14	流域貯留施設等技術指針(案) 一増補改訂版一	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30. 5
16	数字でみる港湾 2024	日本港湾協会	R6. 8
17	水門鉄管技術基準	(一社)電力土木技術協会	H19. 9
	・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-		H19. 6
	・水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・ 接合編)		R6. 9
	・水門鉄管技術基準(FRP(M)水圧管編)		R2. 7
18	柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究センター	H10. 11
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21. 4
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28. 3
21	ダム・堰施設技術基準(案) 基準解説編・マニュアル 編	ダム・堰施設技術協会	R2. 7
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	R2. 10
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 8
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12. 6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26. 3
27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	R2. 1
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30. 8

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
38	平成28年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H28.1
39	平成28年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H28.1
40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
41	護岸の力学設計法	国土技術研究センター	R5.10
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023年版	全国漁港漁場協会	R5.4
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センタ ー	H11.9
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10
50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
52	土木構造物設計マニュアル(案) —樋門編—	全日本建設技術協会	H14.1
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29.6
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	R6.4
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3
61	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
62	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	R3.3
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8
65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H27.3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センタ ー	R3.9
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15.6
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防 止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R元.5
73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4
74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改 訂版)	電力土木技術協会	H23.3
79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験 法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
82	軟岩の調査・試験の指針(案)~1991年版~	土木学会	H3.11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する 資料	国土交通省河川局河川環境 課	H19.7
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁	H18. 1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13. 8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30. 12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	H31. 3
92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11. 10
93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26. 6
94	改訂版 巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2
95	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説	国土交通省	H31. 3
96	活断層地形要素判読マニュアル	（独）土木研究所材料地盤研究グループ（地質）他	H18. 3
97	正常流量検討の手引き（案）	国土交通省	H19. 9
98	洪水予測システムチェックリスト（案）	国土技術政策総合研究所	H22. 5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）	国土交通省	H27. 7
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第5版）	国土交通省	R6. 3
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5. 5
102	砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準；解説	リバーフロント整備センター	H23. 10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き（案）	国土交通省	H17. 6
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 11
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2. 4

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.11	国土交通省水管理・国土保 全局海岸室、国土交通省国 土技術政策総合研究所河川 研究部海岸研究室	R5. 4
112	津波の河川遡上解析の手引き（案）	国土技術研究センター	H19. 5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガ イドライン（Ver3.1）	農林水産省農村振興局・農 林水産省水産庁・国土交通 省河川局・国土交通省港湾 局	H28. 4
114	海岸における水防警報の手引き（案）	国土交通省 河川局防災課 ・海岸室	H22. 3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農 林水産省水産庁・国土交通 省河川局・国土交通省港湾 局	H21. 6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災 課、農林水産省水産庁防災 漁村課、国土交通省水管理 ・国土保全局海岸室、国土 交通省港湾局海岸・防災課	R2. 6
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部	R3. 1
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部	R3. 1
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部	R3. 1
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3. 1
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部	R4. 3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成 ・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部、気象庁予報部	R3. 6
123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部、気象庁大気海 洋部、国土交通省国土技術 政策総合研究所	R5. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部砂防計画課	R2. 10
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27. 4
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5. 3
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き (案)	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部	H25. 3
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術 指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20. 1
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保 全課	H22. 2
130	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総 合研究所	H24. 4
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニユ アル(案)	土木研究所	H25. 1
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニ ユアル(案)	土木研究所	H24. 6
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニユ アル(案)	土木研究所	H21. 1
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20. 12
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20. 11
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センタ ー	H28. 12
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8. 2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保 全局砂防部	R5. 3
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総 合研究所	H26. 9
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保 全局	H23. 11
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4. 3
144	海岸施設設計便覧(2000年版)	土木学会	H12. 11
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省	R5. 3
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保 全局	H25. 6
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体 に関する基準 (案)	国土交通省	H27. 3
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3
151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土 保全局	H29. 3
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土 保全局	H26. 3
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土 保全局	H26. 3
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9
156	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28. 6
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24. 3
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 (Ⅰ. 共通編、Ⅲ. 自立式構造の特殊堤編、Ⅴ. 揚排水機 場編) (Ⅱ. 堤防編) (Ⅳ. 水門・樋門及び堰編)	国土交通省水管理・国土保 全局治水課	H24. 2 H28. 3 R2. 6
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備 センター	H12. 3
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6. 6
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環 境課・治水課・防災課	H22. 8
162	大河川における多自然川づくり -Q&A 形式で理解を 深める-	国土交通省 水管理・国土 保全局河川環境課	H31. 3
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財)リバーフロント研究 所	H31. 3
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保 全局河川環境課	H30. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.00	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5. 4
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2. 6
167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	R2. 6
168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27. 11
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き (案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30. 11
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方 (案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2. 6
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室	R4. 5

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧 〈1992 年版〉	道路環境研究所	H4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3. 3
4	第 7 次改訂 道路技術基準通達集 - 基準の変遷と通達 -	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程 - 運用と解説 -	日本林道協会	R3. 12
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2. 2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25. 6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25. 12
11	クロソイドポケットブック (改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
15	平面交差の計画と設計 基礎編 - 計画・設計・交通信号制御の手引き -	交通工学研究会	H30. 11
16	平面交差の計画と設計 - 応用編 - 2007	交通工学研究会	H19. 10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
18	交通工学実務双書第 4 巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
19	改訂 生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29. 6
20	道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版) 及び 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音 (令和 2 年度版)	国土技術政策総合研究所、 土木研究所	H25. 3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
22	道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成 21 年度版)	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工 - 盛土工指針 (平成 22 年度版)	日本道路協会	H22. 4
24	道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (平成 24 年度版)	日本道路協会	H24. 8
25	道路土工 - 仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
26	道路土工 - 擁壁工指針 (平成 24 年度版)	日本道路協会	H24. 7
27	道路土工 - カルバート工指針 (平成 21 年度版)	日本道路協会	H22. 3
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第 4 版	土木研究センター	H26. 8

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
29	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第4回改訂版	土木研究センター	H26. 8
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 第二回改訂版	土木研究センター	H25. 12
31	アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26. 12
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル （鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製）	全国ボックスカルバート協会	H30. 4
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成 11年改訂）	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
35	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11. 3
36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解 説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24. 3
37	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25. 10
38	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	日本道路協会	H29. 11
39	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	日本道路協会	H29. 11
40	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリ ート部材編）	日本道路協会	H29. 11
41	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	日本道路協会	H29. 11
42	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	日本道路協会	H29. 11
43	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2. 9
44	鋼道路橋設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
45	鋼道路橋施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
46	道路橋耐風設計便覧（H19改訂版）	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
48	杭基礎施工便覧（令和2年度改訂版）	日本道路協会	R2. 9
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和4年度改訂版）	日本道路協会	R5. 2
50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年度版）	日本道路協会	R3. 10
51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
52	コンクリート道路橋設計便覧（令和2年改訂版）	日本道路協会	R2. 9
53	コンクリート道路橋施工便覧（令和2年改訂版）	日本道路協会	R2. 9
54	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 4
55	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30. 12
56	鋼道路橋防食便覧 改訂版	日本道路協会	H26. 3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
57	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
58	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
59	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
60	鋼構造架設設計施工指針[2024年版]	土木学会	R7. 1
61	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5. 3
62	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5. 7
63	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧	日本道路協会	S52. 7
	橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧		S56. 6
	橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート		H4. 5
64	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会	H20. 10
65	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11
66	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(令和元年9月改訂版)	日本道路協会	R元. 9
67	道路トンネル維持管理便覧【本土工編】(令和2年版)	日本道路協会	R2. 8
68	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】	日本道路協会	H28. 11
69	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21. 2
70	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8. 10
71	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
72	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
73	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
74	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4. 12
75	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
76	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
77	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8. 10
78	舗装再生便覧 令和6年版	日本道路協会	R6. 3
79	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
80	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
81	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57. 7
82	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集：鉄鋼スラグ路盤設計 施工指針作成委員会 発行：土木研究センター	H27. 3
83	インターロッキングブロック舗装設計施工要領 平成29年版	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29. 3
84	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	R6. 7

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
85	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27. 3
86	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
87	舗装性能評価法―必須および主要な性能指標の評価法編―	日本道路協会	H25. 4
88	舗装性能評価法 別冊―必要に応じ定める性能指標の評価法編―	日本道路協会	H20. 3
89	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
90	舗装調査・試験法便覧(平成 31 年度版)(全 4 分冊)	日本道路協会	H31. 3
91	道路震災対策便覧(震前対策編)平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18. 9
92	道路震災対策便覧(震災復旧編)令和 4 年度改訂版	日本道路協会	R5. 3
93	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R 元. 7
94	落石対策便覧(平成 29 年 12 月改訂版)	日本道路協会	H29. 12
95	道路緑化技術基準・同解説 改訂版	日本道路協会	H28. 3
96	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29. 3
97	道路防雪便覧	日本道路協会	H2. 5
98	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
99	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6. 3
100	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10
101	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5. 8
102	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ポラード設置便覧	日本道路協会	R3. 3
103	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
104	道路標識設置基準・同解説 改訂版	日本道路協会	R2. 6
105	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2. 6
106	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59. 10
107	道路照明施設設置基準・同解説(H19 改訂版)	日本道路協会	H19. 10
108	道路・トンネル照明器材仕様書 平成 30 年版	建設電気技術協会	H31. 3
109	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27. 3
110	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55. 12
111	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
112	道路標識ハンドブック(2021 年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4. 1
	道路標識ハンドブックⅡ(2024 年度版)		R6. 9
	道路標識ハンドブックⅢ(2024 年度版)		R6. 9
113	路面標示ハンドブック第 5 版	全国道路標識・標示業協会編	H30. 10

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
114	駐車場設計施工指針・同解説	日本道路協会	H4. 11
115	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
116	(補訂版) 道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29. 11
117	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29. 11
118	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
119	道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8. 8
120	道路防災総点検要領 [地震]	道路保全技術センター	H8. 8
121	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8. 12
122	道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
123	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
124	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6. 7
125	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14. 5
126	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15. 3
127	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15. 1
128	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	H28. 12
129	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	H27. 3
130	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5. 3
131	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29. 3
132	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6. 3
133	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
134	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
135	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31. 3
136	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30. 9
137	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編- (平成25年版)	日本道路協会	H25. 4

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
138	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20. 3
139	令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	建設業労働災害防止協会	R6. 4
140	道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計要領（案）	日本建設機械施工協会	H15. 7
141	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25. 7
142	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28. 3
143	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学研究会	R3. 8
144	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	R6. 6
145	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3. 11
146	舗装種別選定の手引き	日本道路協会	R3. 12
147	PCコンポ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3. 1
148	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5. 3
149	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領（案）	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課 課長補佐	R3. 10
150	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚生労働省	R6. 3

主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔4〕電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会（JEM）規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	R4. 6
3	内線規程 JEAC 8001-2022	日本電気協会	R4. 12
4	電気通信設備工事共通仕様書 令和6年版	国土交通省	R6. 4
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30. 9
6	建築設備設計基準 令和6年版	国土交通省	R6. 8
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕令和4年版	国土交通省	R4. 5
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕令和4年版	国土交通省	R4. 8
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕令和4年版	国土交通省	R4. 5
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕令和4年版	国土交通省	R4. 8
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	R4. 10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12. 3
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25. 3
16	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	建設電気技術協会	H29. 9
17	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会	R5
18	電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）	建設電気技術協会	R5
19	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会	H31. 4
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）	建設電気技術協会	H18. 11
21	機械工事塗装要領（案）・同解説	国土交通省	R3. 2
22	機械工事共通仕様書（案）	国土交通省	R6. 3
23	機械工事施工管理基準（案）	国土交通省	R3. 3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27. 3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H27. 3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案）	国土交通省	H30. 3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）	国土交通省	H28. 3

注意：最新版を使用するものとする。